

十和田市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自動車等の運転に不安のある高齢者に運転免許証の自主返納を促すことにより、高齢者の自動車等の運転による交通事故の抑制を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援する高齢者運転免許証自主返納支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第2項に規定する運転免許証であって、同法第92条の2に規定する有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、全ての種類の免許の取消しを受け、自主的に運転免許証を公安委員会に返納することをいう。
- (3) 申請による運転免許証の取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項に規定する通知書をいう。

(対象者)

第3条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、第5条の規定による申請時において、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 平成29年4月1日以降に自主返納した者
- (2) 自主返納の日において、満65歳以上の者
- (3) 自主返納の日から第6条第2項に規定する交付の日までの期間において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

(支援の内容及び限度)

第4条 支援の内容は、次の表のとおりとする。

種類	内容
(1) 商品券（三井住友カードV J A ギフトカード（全国共通商品券））	左に掲げるもののうちから、対象者が希望する10,000円相当のもの1種類又は5,000円相当のもの2種類を交付する。
(2) バス乗車券（十和田観光電鉄株式会社で使用することができるバス乗車券）	
(3) タクシー乗車券（青森タクシー株式会社で使用することができるタクシー乗車券）	

2 前項の支援は、1人につき1回限りとする。

（支援の申請）

第5条 前条の規定による支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、十和田市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（様式第1号）に、公安委員会が発行した申請による運転免許証の取消通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（支援の決定及び支援の実施）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支援の可否を決定し、十和田市高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による支援の決定を受けた者（以下「被支援者」という。）に対し、商品券、バス乗車券又はタクシー乗車券（以下「商品券等」という。）を交付するものとする。

3 被支援者は、商品券等の交付を受けたときは、十和田市高齢者運転免許証自主返納支援事業商品券等受領書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、商品券等を書留等の方法により郵送し、被支援者が商品券等を受領したことを確認することができたときは、この限りでない。

（支援の取消し）

第7条 市長は、被支援者が虚偽その他不正な手段により支援を受けた場合は、前条第1項の規定による支援の決定を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月24日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

十和田市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書

年 月 日

十和田市長 様

十和田市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第5条の規定により申請します。

氏 名	ふりがな		
	⑩		
生年月日	年 月 日生	性別	男・女
住 所			
連 絡 先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 () —		
支 援 内 容	<input type="checkbox"/> 商品券 10,000円相当のもの1種類 <input type="checkbox"/> バス乗車券 10,000円相当のもの1種類 <input type="checkbox"/> タクシー乗車券 10,000円相当のもの1種類 <input type="checkbox"/> 商品券及びバス乗車券 5,000円相当のもの2種類 <input type="checkbox"/> 商品券及びタクシー乗車券 5,000円相当のもの2種類 <input type="checkbox"/> バス乗車券及びタクシー乗車券 5,000円相当のもの2種類		
	タクシー乗車券を希望する場合はタクシー会社名 (青森タクシー株式会社)		

※市記入欄

確認書類	<input type="checkbox"/> 取消通知書（写し）
受領日	年 月 日（担当： ）

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

十和田市長

印

十和田市高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった十和田市高齢者運転免許証自主返納支援事業に対し、（商品券・バス乗車券・タクシー乗車券）を交付することに決定したので、十和田市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第6条の規定により通知します。

様式第3号（第6条関係）

十和田市高齢者運転免許証自主返納支援事業商品券等受領書

年 月 日

十和田市長 様

受領者

住 所	
氏 名	Ⓜ
電話番号	() -

十和田市高齢者運転免許証自主返納支援事業により、次の商品券等を受領しました。

- 商品券 10,000円相当のもの1種類
- バス乗車券 10,000円相当のもの1種類
- タクシー乗車券 10,000円相当のもの1種類
- 商品券及びバス乗車券 5,000円相当のもの2種類
- 商品券及びタクシー乗車券 5,000円相当のもの2種類
- バス乗車券及びタクシー乗車券 5,000円相当のもの2種類